

学校法人委員会研究報告第  
10号の改正について

学校法人委員会研究報告第10号「監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」を学校法人監査に適用する場合の留意点」の改正について —続き—

前回(No.6)において、同報告書に記載されている、学校法人におけるガバナンスと不正 についての解説を行いました。今回は同報告書の 学校法人における不正リスク要因 について解説します。

不正な財務報告による虚偽記載に関するリスク要因及び資産の流用による虚偽表示に関するリスク要因をそれぞれ、不正に関与しようとする「動機・プレッシャー」そして不正を実行する「機会」及び不正に対する「姿勢・正当化」に分類し、解説します。

1 不正な財務報告による虚偽表示に関するリスク要因

① 動機・プレッシャー

国の政策による補助金の削減、入学者の減少による財政状態の悪化、巨額の含み損のある有価証券等を保有している場合運用担当者の責任が問われるおそれがあり、不正な財務報告への要因になるとされています。

② 機会

通常取引条件と異なる関連当事者との取引、理事長へ権限が過度に集中している、理事会、監事監査、評議員会の形骸化により、不正な財務報告につながる機会をもたらすおそれがあるとされています。

③ 姿勢・正当化

理事者が内部統制を無視した意図的な操作を行う、関連当事者を含む個人の取引と学校法人との取引を混同する等の姿勢が、不正な財務報告による虚偽表示につながるおそれがあるとされています。

2 資産の流用による虚偽表示に関するリスク要因

① 動機・プレッシャー

理事者や教職員に個人的な債務がある場合、個人の借入の担保に学校法人の資産を提供する等により、資産の流用のおそれがあるとされています。

また、教授などの研究費に過不足がある場合、研究費や補助金を不正に受給し、あるいは、受給した研究費等を私的流用し、資産流用のおそれがあるとされています。

② 機会

職務分離を含む内部牽制の不備、研究費や経費につき当事者以外の管理が不十分であるケース、内部通報制度等がないため、不正の兆候が把握できないケースなどにより資産流用の機会が存在し、資産流用の可能性を高めることになるとされています。

③ 姿勢・正当化

理事者が資産流用を防止する内部統制を無視する、内規に従わない研究費の受給や資産流用の正当化等が記載されています。

いずれのケースにおいても、学校法人の不正リスクにつながるおそれのある要因ですので、適切な内部統制を構築し、運用することが必要となります。

## 学校法人会計基準改正の動き

前回は、文部科学省で開催された「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」後に公表された「報告書(素案)」の内容のうち基本金、貸借対照表及びその他の論点を中心に解説しましたが、今回は資金収支計算書、消費収支計算書及び適用時期について解説します。

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」は平成24年8月から12月までに計7回開催され、その内容を受けて平成24年12月25日、文部科学省HP上で「学校法人会計基準報告書(素案)」が公表されました。今後は、HP上での一般からの意見募集を経た後、「すみやかに」学校法人会計基準の改正が行われる予定です。

今回は、同報告書の内容のうち、「資金収支計算書」と「消費収支計算書」の改正点と適用時期について解説します。

### 2. 学校法人会計基準の改正内容

#### (6) 資金収支計算書

現行の資金収支計算書は維持されますが、新たな附表として「教育研究事業活動」、「施設等整備活動」及び「財務活動」の3つに区分した「活動区分別資金収支表」を作成することとなりました(但し、原則として大科目のみ)。また知事所轄法人については、小規模の法人が多数を占めるため事務負担等を考慮し、その作成は任意となっています。

#### (7) 消費収支計算書

今回の改正で最も大きく変更されるものが消費収支計算書です。「消費収支計算書」という名称も変更され、様式も従来のものとは大幅に変更されます。

①資金収支計算書と消費収支計算書は名称が似ており、様式も一部を除き似ている部分が多かったために、学校法人関係者以外にとっては両表の違いがわかりにくいとの指摘が従来からありました。そのため、事業活動の状況を表すことが本来の趣旨であることを踏まえ、「消費収支計算書」の名称が「事業活動計算書」に変更されました。

②従来の消費収支計算書は長期的な収支均衡を重視しているため、基本金組入額を控除した上での収支差額で表示されています。しかしこれは毎期の収支バランスを的確に判断するという観点からは十分な情報とはいえません。そこで、毎期の短期的な収支バランスの的確な状況判断を行えるよう現行の基本金組入後の収支差額の前に、基本金組入前の収支差額「基本金組入前当年度収支差額」が新たに設けられました。

③現行の消費収支計算書は、収入総額及び基本金組入額の合計額から支出総額を控除する形式をとっていましたが、「事業活動計算書」は区分経理を導入し、収支をそれぞれ「経常収支の部」と「特別収支の部」に区分し、さらに「経常収支の部」を「教育研究事業活動の部」と「事業外収支の部」に分け、経常的な収支バランスと臨時的な収支バランスをよりの確に把握できるような形式で表示することになりました。

④上記③の変更に伴い、特定の会計年度の消費支出に充当するために留保する「消費支出準備金」は廃止され、大科目「資産運用収入」が「受取利息・配当金」に名称変更され、小科目「施設設備利用料収入」は大科目「雑収入」の内訳に変更されました。

### 3. 改正後学校法人会計基準の適用時期

文部科学大臣所轄法人 …… 平成27年4月から適用

知事所轄法人 …… 1年間の猶予期間を経て平成28年4月から適用でも可

当初は平成26年4月からの適用が予定されていましたが、準備期間を長くして関係者への周知徹底を図るとともに、システム対応等への実務への影響を考慮して平成27年4月からの適用となりました。また、知事所轄法人も原則として平成27年4月からの適用になりますが、平成27年4月から大きな制度変更が予定されている幼稚園法人が多数を占めている点を考慮して、さらに1年間の猶予期間が置かれました。

## 学校法人の経営分析

～第7回 非会計事象に関する経営診断②～

本章では、学校法人の経営分析について解説します。第7回目は、非会計事象に関する経営診断について解説します。

これまで、学校法人が破綻する主な原因と、それにより表れる数値上の現象を見てきました。しかし、学校法人には固有の特徴・事情があり、より正確に学校法人の実態を把握するためには会計上の数値によるだけでは十分ではありません。今回は、前回に引き続き、計算書類に直接現れてこない「非会計事象」の例を記載します。なお、これらはあくまでも学校法人経営を検討する上での視点の例示であり、一律な正解があるものではない点にご留意下さい。

### (5)経営組織

1. 同族経営か否か。
2. 経営の権限が理事長だけに集中していないか。
3. 理事長はリーダーシップを的確・十分に発揮しているか。
4. 学校法人外部の団体等が経営に必要以上に干渉していないか。
5. 校長等の選任の方法はどうなっているか。

### (6)人事に関する方針と管理

1. 採用、昇進、異動に関する基準は規定等により明確になっているか。
2. 異動は定期的実施されているか。
3. 業績評価制度はあるか。
4. 教職員に対する研修は行われているか。
5. 役職員がしばしば異動になっていないか。
6. 教職員の中途退職が多くないか。
7. 専任教職員に定年制を実施または検討しているか。
8. 早期退職者に対しての退職金の割増制度を実施または検討しているか。
9. 労働組合はあるか。労使関係は円滑か。

### (7)経営環境の変化

1. 最近、法令等の改廃やその他の経営環境の変化はなかったか。
2. 理事長は経営悪化に対して危機意識を持っているか。
3. 近隣に競合する学校は存在しないか。

### (8)情報システムの導入や改良

1. 最近、大規模または急速な情報システムの変化はなかったか。
2. 管理部門の過度なコスト削減をしていないか。

### (9)新規事業への参入

1. 最近、これまで経験のない分野に参入しなかったか。

### (10)経営組織の重大な変更

1. 近年、大規模な人員削減はなかったか。

### (11)新しい会計基準の制定や改訂

1. 最近、会計基準等に大きな変更はなかったか。

### (12)情報システムと内部統制に対する理事長の姿勢

1. 理事長は規程に基づく承認・決裁手続を尊重しているか。
2. 理事長は不正・違法行為の未然防止に配慮しているか。
3. 理事長は情報システムの導入や改良に積極的か。
4. 理事長は、財務数値を適切に理解しているか。

### (13)資産の保全

1. 資産の窃盗や流用を防止する保全対策が取られているか。
2. コンピュータ・プログラムとデータファイルへのアクセス承認は適切か。
3. コンピュータ・ウイルス等への防護策は取っているか。
4. 個人情報保護法への対応は十分か。

### (14)兼務すべきでない職務の分離

1. 取引の承認、記録及び資産の管理に関する職責を別々の担当者に割り当てているか。

【完】

## 平成25年度税制改正

①教育資金に係る贈与税の非課税措置 ②幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置 ③幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置 ④保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置

平成25年度税制改正法案が平成25年3月22日に衆議院で可決され、年内成立は確実な情勢です。そこで、平成25年度税制改正で学校法人に係る主なものを列挙します。

### ①教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

高齢者に偏在している豊富な金融資産を子どもの将来の教育費として市場に引き出した上、子どもの教育資金の確保を図るとともに、成長マネーとして有効活用することを目的としています。祖父母等が孫等に対して教育費として一括贈与した資金について、贈与税を非課税とします。

- ・祖父母(贈与者)は、子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出します。この資金について、子・孫ごとに1,500万円を非課税とします。
- ・教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管します。
- ・孫等が30歳に達する日に口座等は終了します。
- ・平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置です。

### ②子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置

公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、本非課税特例の対象となる寄附財産を有する公益法人等(幼稚園又は保育所等を設置している者に限ります。)が、幼保連携型認定こども園の設置のために当該寄附財産(幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供しているものに限ります。)を他の公益法人等(幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に限ります。)に贈与する場合(当該寄附財産を幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供する等の一定の要件を満たす場合に限ります。)において、寄附財産の贈与に関する届出書を提出したときは、非課税特例を継続適用できることとしています。

上記の改正は、平成25年6月1日以後に行う寄附財産の贈与について適用します。

- ・子ども・子育て関連3法による新たな幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を行う単一の施設として制度化したものであり、単一の設置主体により運営を行う必要があります。
- ・このため、現に複数の法人が設置する現行の幼保連携型認定こども園等について、単一の設置主体による運営への切り替えが円滑に行われるよう、事業の譲渡に際して、譲渡法人等に所得税等が課されないよう所得税等の特例措置を講じます。

### ③子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置

消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものが行う資産の譲渡等を加えます。

- ・保育所及び一定の基準を満たした認可外保育施設における保育料等については消費税の非課税措置がとられていますが、幼稚園併設型認可外保育施設については非課税措置の対象とはなっていません。このため、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすことが確認された施設(幼稚園型認定こども園を構成する施設を想定)における保育料等について、保育所等と同様に消費税を非課税とします。

上記の措置は、平成25年4月1日より施行される予定です。

### ④保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置

学校法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに宗教法人が保育所の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とします。現行では、幼保連携型認定こども園を設置する場合に限って、学校法人が設置する保育所は非課税となっています。